

## 要望書について（回答）

- 提出者：上北条まちづくり協議会、上北条地区自治公民館協議会
- 受付日：令和3年6月29日
- 回答日：令和4年6月17日

### 1 県道倉吉江北線の改良について

【回答：鳥取県中部総合事務所県土整備局道路都市課 Tel 23-3222】

(道路改良)

令和4年度は、引き続き工事の促進を図ります。

### 7 県道清谷北条線新田橋の消雪装置設置について

【回答：鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課 Tel 23-3215】

(道路改良)

県道の除雪については、機械除雪を基本としており、人家連担や堆雪スペースがないなど機械除雪では対応が困難な個所について消雪装置を設置しています。

今後も、現地状況を見ながら除雪の開始時間や凍結防止剤散布の頻度の見直しなど、交通に支障のないよう、より丁寧な除雪に努めます。

### 8 小田地内小内谷川流域の治山砂防事業について

【回答：鳥取県中部総合事務所県土整備局計画調査課 Tel 23-3207】

(砂防)

砂防堰堤の整備は、要配慮者利用施設、避難所、人家がレッド区域内にある箇所や実際に土石流・流木被害があった箇所など、優先度の高い箇所から順に整備を進めています。一方、当要望地はレッド区域内でないことから、現時点での事業化は考えていません。

【回答：鳥取県中部総合事務所県土整備局河川砂防課 Tel 23-3230】

(治山)

現地状況を確認したところ山林の荒廃または山腹崩壊は認められませんでしたので事業化は困難です。異常がありましたら連絡ください。